



©大田区

はねしん

大田区立消費者生活センターを ご利用ください

～誰もが暮らしやすい地域づくりを
目指しています～

消費生活相談を受けています

事業者との契約トラブル、
悪質商法、商品やサービスに関する疑問などの
消費生活に関する相談の受付



P2へ

消費者に役立つ情報を提供しています

消費者講座の開催
生活情報誌「パレット」の発行
資料コーナー・展示場の運営



P3へ

地域の消費者活動を支援しています

消費者団体との共催事業「生活展」の開催
講師派遣制度



P4へ

消費者への啓発を行っています

高齢者施設、学校等へ出張し、消費者
被害防止に向けた啓発の実施



P5へ

★集会室の貸出

★食品の放射性物質測定の実施

P6へ

お気軽にご相談ください
大田区立消費者生活センター

相談専用電話 ☎ **03(3736)0123**

受付: 月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～午後4時30分

〒144-0052 大田区蒲田5-13-26-101

電話03(3736)7711(代表) FAX 03(3737)2936



土・日、祝日は国・都の機関がお受けします いやや
消費者ホットライン ☎ **188**

大田区 消費生活相談

検索



消費生活のお困りごとは、一人で悩まず、ご相談ください。


消費生活相談員がお話を伺い、公正な立場で問題の解決をお手伝いしています。契約に関するトラブル、悪質商法の被害、商品やサービスに関すること等お気軽にご相談ください。ご相談は無料です。

■ 相談を受けるにはどうすればいいの？

・大田区に、在住・在勤・在学の方であれば、どなたでもご相談いただけます。
ご本人が相談できない場合は、ご家族や地域包括支援センター等、高齢者等の見守りの方からのご相談も受けております。
(※事業者からの事業に関するご相談はお受けしていません)

- ・受付方法 来所または電話でご相談をお受けしています。
- ・相談時間 月曜日から金曜日まで 午前9時から午後4時30分まで
- ・相談専用電話 03-3736-0123
- ・相談に関わる資料(契約書、領収書、経緯のわかるメモ)をご用意ください。



うまい話にはご用心!「今だけ、あなただけ」には、要注意!
ちょっと待った  その支払い大丈夫?まずご相談を!

■ よくある相談・・・こんな話、大丈夫？

電話勧誘のトラブル

○「良い物件がある。2、3年後には2倍に値上がりするマンションだ」と電話勧誘があった。気が進まなかったが、しつこく勧誘され断れず、後日、事業者と会って100万円の手付金を払ったが、やはり断りたい。

対策 →不動産物件は将来必ず値上がりするとは限りません。断りにくいと感じても不要なものは契約せず、きっぱりと断りましょう。電話や訪問による勧誘販売はクーリング・オフできる可能性があるため、早急に家族や消費者生活センターに相談しましょう。

通信販売のトラブル

○ネット通販で「お試し価格500円と書かれた広告をみてサプリメントを申し込んだら、4回までが購入条件の定期購入の契約で2回目から高額な代金になることが分かった。

対策 →通信販売はクーリング・オフができません。注文する前に必ず、料金や返品条件等の契約内容を確認しましょう。広告の画面や、メールのやり取りなどは保存しておきましょう。

点検商法のトラブル

○訪ねてきた業者に「台風が原因だと言えば火災保険で自己負担なく家の修理ができる」と言われ、屋根工事の契約をしたが、保険は対象外で給付は受けられず、工事を解約しようと申し出をすると高額な違約金を請求された。

対策 →修理契約前に、ご加入の保険会社へ給付の確認をしましょう。理由を偽って保険を利用することは絶対にしないでください。住宅修理では複数の業者から見積もりを取ることをおすすめします。風水害を補償しない保険もあります。必要な補償内容が定期的に見直すことも大切です。



ご相談は
消費者生活センターへ

■生活に役立つ消費者講座を開催しています

暮らしに役立つ情報や消費者被害にあわないための知識を提供するため、消費者講座を開催しています。

幅広い方に参加していただけるよう原則保育付(1歳6か月以上、小学校入学前まで)です。

実際に行われた講座のテーマ例

- スマホ体験会～はじめてのスマホ・ネットトラブル
- 障がい者サポートセンターとの連携講座
- 豊かな老後の生活設計～老後のゆとりある生活のために～
- 親子で学ぶ講座(小学生とその保護者) LED工作教室



■生活情報誌「パレット」の発行

日常生活に役立つ有益な情報、消費生活相談の事例、消費者生活センターの取り組みをわかりやすくご案内しています。消費者生活センター・特別出張所・文化センター・区民センター・図書館等でお配りしています。

バックナンバーをご希望の方は、消費者生活センターにお問い合わせください。



■資料コーナー・展示場(情報・閲覧プラザ)をご利用ください

消費者問題への関心を高め、賢く商品・サービス等を選択できる消費者力を高めるため、消費生活に関する展示物や資料を用意しています。

図書・DVDの貸出や閲覧・視聴も行っています。

- 利用時間 平日:午前9時から午後5時まで
- 貸出について 大田区在住・在勤・または在学の方
貸出期間は2週間
- 貸出冊数 図書・DVD 各4点まで
- レファレンスサービス

図書資料や消費生活に関わる情報の調べものは、資料コーナーの相談員がお手伝いします。一部貸出のできない図書資料もございますので、詳しくは相談員にお尋ねください。



■地域の消費者活動を支援しています

消費者生活センターは、地域に根ざした消費生活に関わる活動に取り組んでいる消費者団体を支援しています。消費者団体は、消費者問題の学習会等の企画・運営や消費者生活センターと連携した事業などを行っています。(令和2年9月現在、区内16団体が登録しています。)

消費者団体との共催事業

「生活展」の開催

毎年、大田区と消費者団体との共催で大田区生活展を開催しています。会場は大田区立消費者生活センターです。毎年大勢の方にご参加いただいております。生活展の中で、消費者団体は、消費者問題・防災・環境・健康・食の安全などの様々なテーマについてパネル展示等で活動発表を行っています。

また、おもちゃ病院、折り紙、新聞ちぎり絵などの催しを行ったり、講座を開催する団体もあります。様々な催しを通じて、広く区民の方に参加してもらい、消費者意識の高揚を目的として実施しています。

※令和2年度の「生活展」は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となりました。



生活展会場



消費者団体 パネル展示

■講師派遣のご案内(区内団体)

消費生活に係る身近な問題を学習する自主的な団体(町内会や高齢者団体、PTA、ご近所での集まりなど)が行う消費者問題をテーマとした講座、研修会及び勉強会に対し、消費生活関係の講師又は助言者等を派遣します。

おおよそ20名以上でご利用ください。

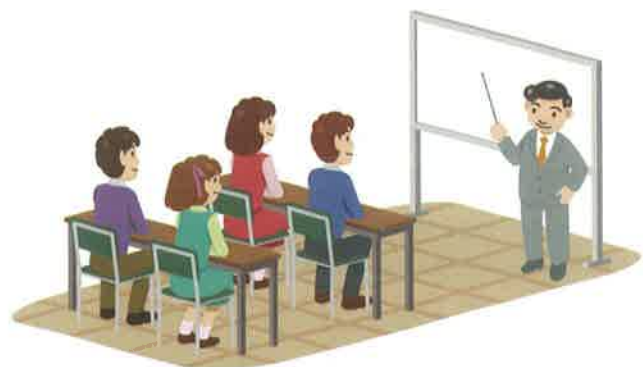
利用回数

原則として各団体につき年2回までご利用いただけます。

申し込み方法

消費者生活センター

☎03-3736-7711へお問い合わせください。



ご相談は
消費者生活センターへ

消費者への啓発を行っています

■ 学生の方を対象とした出張啓発を実施しています!

スマートフォンやSNSが広く普及する中で、学生が契約に関するトラブルや悪質商法の被害にあう事例が少なくありません。また、成年年齢の18歳への引き下げが令和4年4月施行となっています。

消費者生活センターでは消費者教育推進の一環として、消費行動を本格的に始める前の学生の時期に消費生活の基礎を身に付けてもらうため、若者向けの出張啓発を実施しています。

若者向けの出張啓発は、区立中学校や区内の高等学校・専門学校等の学生の方を対象に実施しています。講座では、「契約とは」といった契約に関するテーマや、ロールプレイングやDVDを通じて、若者が被害にあいやすい手口と解決法を楽しく学んでいただけます。また、『私たち一人ひとりの買い物、が未来の社会を変える!』をテーマとしたエシカル消費の紹介をしています。



物を買う時、未来の社会を
考えることが大切です!

それが、

エシカル消費!

エシカル消費とは

自分のことだけでなく、自分以外の人や社会、環境のことを考えて、“より良い未来”に向けて行う消費行動をエシカル消費と言います。



■ 高齢の方への啓発

高齢者を狙った詐欺や悪質商法などの被害にあったという相談が多く寄せられています。消費者生活センターでは毎年老人いこいの家などを訪問し、消費生活相談員が実際にあった事例を紹介し被害にあわないための対策などをわかりやすく説明しています。

■ ご要望により出張啓発を行います

区内の地域の方同士の集まり、高齢者施設や障がい者施設などへ消費生活相談員が出張し、講座を行います。

契約の基礎知識や最近多いトラブル事例など、ご希望のテーマに沿った内容でお話しをします。

出張啓発のお問い合わせは

☎ **03-3736-7711**

消費者生活センターへ



ご相談は
消費者生活センターへ

■ 集会室の貸出

会議やサークル活動等に利用できる集会室の貸出をしています。
利用日の4か月前の15日から月末までにインターネット等で抽選申込みを受け付けます。
また各集会施設でも申し込みができます。空き室の申込みは利用日の3か月前の8日から受け付けています。

インターネット <http://www.yoyaku.city.ota.tokyo.jp>

携帯電話サイト <http://www.yoyaku.city.ota.tokyo.jp/k>

うぐいすネット音声応答電話 ☎03-5759-5123

※詳しくはうぐいすネットガイドブックをご覧ください

消費者生活センター集会室受付窓口 月曜日から金曜日まで 午前9時～午後5時

■ 食品の放射性物質測定事業

消費者の食品に対する不安解消を目的として、一般流通食品等に含まれる放射性物質の簡易測定を行っています。

対象 区内在住の方(事業者を除く)

開設日時 月・水・木・土(祝日を除く)
午前9時～午後5時

予約・相談 ☎03-6715-9883

測定場所 大田区放射性物質測定室
(消費者生活センター内1階)

入口 消費者生活センター正面玄関とは異なり左手奥、環八通り陸橋側です。

費用 無料

測定対象 一般流通食品等

測定方法 「食品中の放射性物質セシウムスクリーニング法」を基準としています。



特殊詐欺撃退

消費者生活センターでは、防災危機管理課と連携し、
詐欺被害撲滅の取組みを行っています。

■ 詐欺被害や悪質な電話勧誘の被害にあわないために

「自動通話録音機」を無料で貸し出ししています。

「この電話は振り込め詐欺の被害防止のため、
通話内容が自動録音されます。」

といった音声の流れ、自動録音されます。

犯人等は通話内容が記録されることを
嫌がるため、被害防止効果があります。



詐欺?! と思ったら 警察に通報を

大森警察署	03-3762-0110
田園調布警察署	03-3722-0110
蒲田警察署	03-3731-0110
池上警察署	03-3755-0110
東京空港警察署	03-5757-0110

防災危機管理課生活安全担当 ☎ 03-5744-1634 FAX 03-5744-1519

ご相談は
消費者生活センターへ